



2025年10月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ぐ る な び
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 杉 原 章 郎
(コード番号：2440 東証プライム)
問 合 せ 先 専 務 執 行 役 員 山 田 晃 久
(TEL：03-6744-6463)

財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結について

当社は、2025年8月28日開催の経営執行会議において、以下のとおり、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結を行う理由

当社は、2025年2月に、優先配当金の支払負担低減を目的として2021年12月に発行したA種優先株式の全てを取得・消却いたしました。その取得資金として実施した短期借入金の弁済期限が到来したため、当該短期借入を長期借入へ転換いたしました。

2. 金銭消費貸借契約の内容

(1) 金銭消費貸借契約の締結日	2025年9月30日
(2) 相手方の属性	都市銀行2行
(3) 債務の元本	1,200百万円
(4) 契約期間	2025年9月30日 ～ 2028年9月30日
(5) 担保の内容	無担保

3. 金銭消費貸借契約に付される財務上の特約の内容

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、2025年3月期もしくは直前の決算期末日の連結貸借対照表の純資産の部の金額の高い方の75%以上に維持すること。
- (2) 各年度の決算期における連結損益計算書に示される営業利益が2期連続して損失とならないようにすること。

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

5. 適時開示の遅延理由

本来は、2025年8月28日開催の経営執行会議での決議後速やかに適時開示を実施すべきでしたが、開示基準の認識が不十分だったため本日開示するに至りました。今後は当社の決定事実・発生事実について、内

容の精査・確認、開示基準との照合を十分かつ適切に行い情報開示を行ってまいります。

今般は、適時開示遅延となりましたことをお詫び申し上げます。

以 上